

「〇〇とセットでスマホ契約するとお得です」と勧められても

# すぐに契約しないでじっくり考えて



①

孫とビデオ通話で  
顔を見て話したいわね～  
スマホを買おうかしら



携帯ショップ

②

タブレットもセットで  
契約すると料金が  
安くなりますよ～



店員

③

よく分からないけど…



安くなるなら、  
セットで契約  
しておこうかな…

契約後

④

全然使いこなせない…  
請求金額も高額…



## スマホ契約でのトラブル

低価格の料金プランなど消費者の選択肢が豊富である一方で、高齢者がスマホを契約したものの、サービス内容が消費者の認識と違ったり、不要なタブレット端末や光回線サービスなど複数契約させられてトラブルになるケースも多くあります。

# トラブルにあわないために

参考:国民生活センターHP

## ■ 契約前にサポート体制を確認する

**契約前に**、契約後のスマホ操作などのサポート内容や問合せ方法などについて確認しましょう。

※実店舗を持たない格安スマホ会社などでは、問合せ方法が電話やメール、チャットのみで、対面サポートがない場合もあります。



## ■ 要らないものは要らないと断る

不要だと思った商品やサービスは、その場で**きっぱり簡潔に断りましょう**。また、内容が分からないときは随時確認を行い、必要なモノかどうか検討しましょう。



## ■ 契約前に、契約内容をしっかり理解する

初回の支払いに含まれているものは何か、月額料金や解約時に発生する料金はいくらかなどを確認しましょう。



あやしい・おかしいと思った場合は

悩まず  
連絡してね

- ◆消費者ホットライン(局番なしの3桁) **188**
- ◆最寄りの警察署または警察相談専門電話 **#9110**
- ◆滋賀県消費生活センター **0749-23-0999**



このチラシのデザインは、滋賀県庁インターシップ事業実習生との共同制作です。